

山口県報

平成19年
3月30日
(金曜日)

目 次

- 告示
全国自治宝くじ事務協議会規約の変更(財政課)……………一
公告
平成十九年度山口県予算の要領の公表(財政課)……………一
平成十八年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………一八



山口県告示第百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によるものとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、全国自治宝くじ事務協議会規約を次のとおり変更した。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

第三条第二号中「堺市」の下に「、新潟市、浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。



(二五九)平成十九年度山口県予算の要領の公表
平成十九年二月山口県議会定例会で議決された平成十九年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

平成十九年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

平成19年度山口県一般会計予算

平成19年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ720,828,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1 県	款	税	歳 入	金 額
				196,156,699

		税		課		口		平		日		平	
		(号)		外		27)		平成		19年	
		3月		30日		金		日		平		成	
1	国民業	59,320,676	税	10	財産	61,474,872	助	1	歳	1,551,651	金	1	額
2	事地方	55,535,694	消	11	寄	1,912,960	託	2	企	1,551,651	費	2	費
3	地業	31,903,000	費	12	入	4,018,045	金	3	務	38,606,331	費	3	費
4	不動	3,618,386	取	13	金	828,583	入	4	管	13,171,951	費	4	費
5	県た	2,965,000	ば	14	金	3,189,462	入	5	理	9,376,271	費	5	費
6	コ	656,000	ル	15	債	2,659,845	入	6	整	8,314,783	費	6	費
7	自	20,091,055	動	16	入	2,659,845	入	7	費	1,553,492	費	7	費
8	自	10,000	動	17	債	41,393,433	入	8	費	3,616,953	費	8	費
9	自	5,138,000	動	18	債	8,179,424	入	9	費	1,553,492	費	9	費
10	自	16,684,787	動	1	債	33,214,009	入	1	費	567,941	費	1	費
11	自	41,000	動	2	債	83,705,466	入	2	費	148,334	費	2	費
12	自	193,000	動	3	債	78,078,687	入	3	費	209,421	費	3	費
13	自	101	動	4	債	2,182,296	入	4	費		費	4	費
14	自	32,895,000	動	5	債	338,868	入	5	費		費	5	費
15	自	32,895,000	動	6	債	2,086	入	6	費		費	6	費
16	自	3,789,000	動	1	債	37,000	入	1	費		費	1	費
17	自	3,511,000	動	2	債	3,066,529	入	2	費		費	2	費
18	自	265,000	動	3	債	83,146,800	入	3	費		費	3	費
1	地方	13,000	特	4	債	83,146,800	入	4	費		費	4	費
2	地	744,000	方	5	債	720,828,566	入	5	費		費	5	費
3	航	644,000	空	6	債		入	6	費		費	6	費
1	地	100,000	方	1	債		入	1	費		費	1	費
2	特	158,000,000	別	2	債		入	2	費		費	2	費
1	地	158,000,000	方	3	債		入	3	費		費	3	費
1	地	600,000	方	4	債		入	4	費		費	4	費
1	交	600,000	通	5	債		入	5	費		費	5	費
1	分	6,552,200	担	6	債		入	6	費		費	6	費
2	分	448,313	担	7	債		入	7	費		費	7	費
1	使	6,103,887	用	8	債		入	8	費		費	8	費
2	手	12,535,849	数	9	債		入	9	費		費	9	費
1	国	10,001,166	庫										
2	手	2,534,683	数										
1	国	94,632,229	庫										
1	国	31,244,397	庫										

19	山口県火災共済協会 組合に対し共済金つた 失金融機関に対する損失 補償	平成19年度から 平成26年度まで	かつたとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額 山口県火災共済協同組合が共済金支払資金として平成19年度に700,000千円の範囲内で金融機関から借り入れた場合において、金融機関の元金において、最終入付金に達したとき、金納満了の日に、おのずから元金おおよそを受け取ることができなかつたとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額
20	小規模企業者等設備 導入資金（設備資金）に 係る損失補償 導引法人やまぐち産業振 興財団に対する損失補償	平成19年度から 平成31年度まで	財団法人やまぐち産業振興財団が平成19年度に885,000千円を限度として貸し付ける額
21	小規模企業者等設備 導入資金（設備資金）に 係る損失補償 導引法人やまぐち産業振 興財団に対する損失補償	平成19年度から 平成31年度まで	財団法人やまぐち産業振興財団が平成19年度に1,151,000千円を限度として貸し付ける設備の額
22	経営活力再生資金に 係る山口県信用保証協 会に対する損失補償	平成19年度から 平成29年度まで	山口県信用保証協会が平成19年度に1,000,000千円を限度として貸し付けを行う経営活力再生資金に係る債務保証により受け取る損失の1/3に相当する額
23	漁船漁業短期運転資金 に係る山口県信用保証 協会に対する損失補償	平成19年度から 平成28年度まで	山口県漁業信用基金協会が平成19年度に600,000千円を限度として貸し付けを行う漁船漁業短期運転資金に係る債務保証により受け取る損失の2/9に相当する額
24	新事業に係る設備 導入資金に係る損失補 償 貸与やまぐち産業振興 財団に対する損失補償	平成19年度から 平成26年度まで	財団法人やまぐち産業振興財団が平成19年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
25	安定支援資金に 係る山口県信用保証協 会に対する損失補償	平成19年度から 平成29年度まで	山口県信用保証協会が平成19年度に8,000,000千円を限度として貸し付けを行う安定支援資金（経営安定資金）に係る債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額
26	安定支援資金に 係る山口県信用保証協 会に対する損失補償	平成19年度から 平成29年度まで	山口県信用保証協会が平成19年度に16,000,000千円を限度として貸し付けを行う経営安定支援資金（経営安定支援資金）に係る債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額
27	創業・新事業展開支 援資金（ベンチャー）に 係る山口県信用保証協 会に対する損失補償	平成19年度から 平成29年度まで	山口県信用保証協会が平成19年度に1,000,000千円を限度として貸し付けを行う創業・新事業展開支援資金（ベンチャー企業成長支援資金）に係る債務保証により受け取る損失の70/100に相当する額
28	有料道路事業に係る 山口県道路公社の借入 金に対する損失補償	平成19年度から 平成37年度まで	山口県道路公社が山口宇部有料道路のE.T.C整備資金として国から借り入れる600,000千円（無利子）及び元金及び利子の合計額
29	公共用地等先行取得 に係る山口県土地開発 公社の借入金に対する 損失補償	平成19年度から 平成20年度まで	山口県土地開発公社が公共用地等先行取得資金として金融機関から借り入れる300,000千円の元金及び利子の合計額
30	阿知須干拓地取得事 業に係る山口県土地開 発公社の借入金に対す る損失補償	平成19年度から 平成21年度まで	山口県土地開発公社が阿知須干拓地取得事業資金として金融機関から借り入れる3,978,238千円の元金及び利子の合計額
31	阿知須干拓地内道路 整備事業に係る山口県 土地開発公社の借入金 に対する損失補償	平成19年度から 平成21年度まで	山口県土地開発公社が阿知須干拓地内道路整備事業資金として金融機関から借り入れる436,092千円の元金及び利子の合計額
32	阿知須干拓地造成事 業に係る山口県土地開 発公社の借入金に対す る損失補償	平成19年度から 平成21年度まで	山口県土地開発公社が阿知須干拓地造成事業資金として金融機関から借り入れる1,197,066千円の元金及び利子の合計額
33	公共施設等用地取得 に係る山口県土地開 発公社に対する損失補 償	平成19年度から 平成23年度まで	1,500,000千円
34	優良賃貸住宅供給促 進事業に伴う市町に対 する交付金	平成19年度から 平成40年度まで	161,973千円
35	下関地域総合武道館 整備等事業の年度を越 えること	平成19年度から 平成36年度まで	4,991,940千円
36	ネットロンによる業 務委託等の一括契約す ること	平成19年度から 平成24年度まで	356,822千円
37	防災拠点施設整備事 業の一括契約すること	平成19年度から 平成20年度まで	580,700千円
38	こころの医療セン ター施設整備事業の一 括契約すること	平成19年度から 平成20年度まで	809,947千円
39	広域営農団地農道整 備事業の年度を越える こと	平成19年度から 平成21年度まで	600,000千円
40	阿武北2期地区橋りよ う	平成19年度から 平成20年度まで	350,000千円
41	阿武東2期地区橋りよ う	平成19年度から 平成21年度まで	800,000千円
42	阿武東2期地区トン ネル	平成19年度から 平成21年度まで	300,000千円
43	道路改良事業の年度 を越えること、農地 約する農地（農地 490号耕地整理た め池橋上部工 事）	平成19年度から 平成20年度まで	2,900,000千円

農免農道整備事業	381,000	舗装補修事業	112,000
経営体育成基盤整備事業	385,000	道路災害防除事業	113,000
県営中山間地域総合整備事業	304,000	雪害対策事業	1,000
県営農村振興総合整備事業	301,000	道路災害閉連事業	13,000
ふるさと農道緊急整備事業	296,000	緊急地方道路整備事業(道路)	1,755,000
県営老朽たけ池整備事業	199,000	単独道路災害防除事業	150,000
地すべり対策事業(農林)	186,000	道路改良事業	3,681,000
県営海岸保全施設整備事業	303,000	道路特殊改良事業	223,000
国営農地再編整備事業負担金	52,000	単独道路改良事業	5,952,000
広域基幹林道開設事業	254,000	道路直轄事業負担金	6,184,000
ふるさと林道緊急整備事業	176,000	交通安全施設整備事業(道路 管理者分)	698,000
一般治山事業	385,000	単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	400,000
水源地域緊急整備事業	414,000	橋りょう補修事業	187,000
保安林改良事業	142,000	単独橋りょう補修事業	270,000
保全林整備事業	4,000	橋りょう整備事業	592,000
保安林保育事業	9,000	広域河川改修事業	854,000
地すべり等防止事業	17,000	河川再生事業	27,000
林地荒廃防止事業	127,000	河川情報基盤緊急整備事業	112,000
小規模治山事業	68,000	周防高潮対策事業	1,227,000
地域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	54,000	河川工作物閉連応急対策事業	8,000
広域水産物供給基盤整備事業 (漁港)	266,000	河川災害閉連事業	1,053,000
漁港海岸保全施設整備事業	126,000	単独河川改修事業	1,514,000
地域水産物供給基盤整備事業 (漁場)	226,000	自然災害防止事業(河川)	130,000
水産資源環境整備事業	54,000	河川直轄事業負担金	298,000

(27-外 呼)

錦川総合開発事業	1,035,000		港湾整備事業	1,382,000
深川川総合開発事業	103,000		空港建設事業	596,000
小規模生活タム事業	549,000		都市計画街路整備事業	341,000
堰堤改良事業	37,000		緊急地方道路整備事業(街路)	2,118,000
河川総合開発直轄事業負担金	67,000		単独都市計画街路整備事業	1,569,000
堰堤修繕事業	119,000		都市公園整備事業	734,000
高潮対策事業	145,000		公営住宅建設事業	2,521,000
侵食対策事業	13,000		小郡警察署建設事業	622,000
海岸局部改良事業	41,000		駐在所等改築事業	147,000
自然災害防止事業(海岸)	28,000		警察施設耐震化緊急整備事業	124,000
通常砂防事業	1,174,000		交通安全施設整備事業(公安委員会分)	164,000
災害関連緊急砂防事業	30,000		単独交通安全施設整備事業(公安委員会分)	129,000
地すべり対策事業(建設)	355,000		退職手当給付事業(警察)	2,000,000
災害関連緊急地すべり対策事業	66,000		校舎改築事業	2,736,000
急傾斜地崩壊対策事業	854,000		大規模改造事業	476,000
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	103,000		特別支援学校施設整備事業	42,000
砂防災害関連事業	90,000		土木過年補助災害復旧事業	199,000
単独砂防改良事業	219,000		土木過年単独災害復旧事業	51,000
自然災害防止事業(砂防)	526,000		土木現年補助災害復旧事業	999,000
港湾改修事業	462,000		土木現年単独災害復旧事業	70,000
港湾既存施設有効活用促進事業	42,000		補助港湾災害復旧事業	116,000
港湾環境整備事業	2,314,000		単独港湾災害復旧事業	1,000
港湾直轄事業負担金	1,107,000		県立学校施設災害復旧事業	60,000
海岸防災事業	1,202,000		治山施設災害復旧事業	1,000

平成19年3月30日 曜日

県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	18,700,000		
計	83,146,800		

平成19年度母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成19年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ502,768千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	入	項	入	金	額
1	繰	入	金	76,098	
2	繰	越	金	6,415	
3	諸	収	入	270,255	
4	県	債	入	150,000	
		合	計	502,768	
		歳	入		502,768
		項	出		
		出	金		
1	母子寡婦福祉資金	1	母子寡婦福祉資金	502,768	
	歳	合	計	502,768	
	出				
	方				
	債				

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金	150,000	政府予算貸付方法による。	無利息	貸付業務廃止のときから国の定める方法による。

平成19年度農業改良資金特別会計予算

平成19年度山口県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ352,727千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	入	項	入	金	額
2	繰	入	金	29,915	
3	繰	越	金	203,685	
4	諸	収	入	203,685	
5	県	債	入	63,627	
		合	計	63,627	
		歳	入	63,627	
		項	出		
		出	金		
1	農業改良資金	1	農業改良資金	352,727	
	歳	合	計	352,727	
	出				

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金	15,000	政府予算貸付方法による。	無利息	国の定める方法による。
農業支援資金	40,500			
計	55,500			

平成19年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成19年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,285,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第330条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
2	繰入金	他会計繰入金	894,069
3	繰越金	繰越金	1,014,988
4	諸収入	繰越金	1,014,988
5	県債	貸付金元利収入	5,976,834
		県債	3,400,000
		合計	11,285,891
		出	
		項	
		金額	

1 中小企業近代化資金 (単位 千円)

1 中小企業設備近代化資金	11,285,891
2 中小企業高度化資金	1,561,756
計	9,724,135
歳出	11,285,891

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域産業育成支援資金	3,400,000	政府予算貸付方法による。	4.1%以内	国の定める方法による。

平成19年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成19年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ539,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。
(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1	分担金及び負担金	負担金	24,318
2	使用料及び手数料	使用料	24,318
4	財産収入	使用料	88,375
			88,375
			163,095

		歳入歳出予算		歳入歳出予算		歳入歳出予算	
		(単位 千円)		(単位 千円)		(単位 千円)	
5	繰入金	1	他会計繰入金	205,987		1	他会計繰入金
6	繰越金	1	繰越金	205,987		1	繰越金
7	諸収入	1	延滞雑入	57,308		1	延滞雑入
		3	雑計	57,307		3	雑計
			歳入	539,084			歳入
			歳入	539,084			歳入
1 下関漁港地方卸売市場費		2 市場管理費		539,084		3 水産加工団地整備費	
				379,737			
				159,347			
				539,084			
平成19年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。		平成19年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)		(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,450千円と定める。		第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,450千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
第1表 歳入歳出予算		第1表 歳入歳出予算					
款		項		金額		金額	
2	繰入金	1	他会計繰入金	1,345		1	他会計繰入金
3	繰越金	1	繰越金	118,000		1	繰越金
4	諸収入	1	貸付金元利収入	5,105		1	貸付金元利収入
			合	5,105			合
				124,450			

		歳入歳出予算		歳入歳出予算		歳入歳出予算	
		(単位 千円)		(単位 千円)		(単位 千円)	
1	林業・木材産業改善資金	1	林業・木材産業改善資金	124,450		1	林業・木材産業改善資金
			合	124,450			合
				124,450			
平成19年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。		平成19年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)		(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,309千円と定める。		第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,309千円と定める。					
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
第1表 歳入歳出予算		第1表 歳入歳出予算					
款		項		金額		金額	
2	繰入金	1	他会計繰入金	1,309		1	他会計繰入金
3	繰越金	1	繰越金	66,587		1	繰越金
4	諸収入	1	貸付金元利収入	33,413		1	貸付金元利収入
			合	33,413			合
				101,309			
1 沿岸漁業改善資金		1 沿岸漁業改善資金		101,309		1 沿岸漁業改善資金	
				101,309			
				101,309			

平成19年度公債管理特別会計予算

平成19年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,681,657千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表

地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

款	項	入	金額
1	歳入	歳入	99,057,657
2	歳出	歳出	16,624,000
	合計	合計	115,681,657
1	公債	公債	115,681,657
2	地方債	地方債	115,681,657
	合計	合計	115,681,657

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	16,624,000	証書借入又は証券発行	政府資金8.0%以内 公庫資金8.2%以内 その他資金と信用先で定めた利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものは、ただし、特別に定める条件による。

1	分担金及び負担金	1	負担金	805,107
2	国庫支出金	2	国庫補助金	15,000
3	繰入金	1	他会計繰入金	162,706
5	県債	1	県債	187,000
		1	合計	187,000
	歳入		合計	1,169,813
	歳入		合計	1,169,813
	款		項目	金額
1	流域下水道事業費	1	流域下水道費	1,169,813
		1	合計	1,169,813
	歳出		合計	1,169,813
	地方債		合計	(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	187,000	証書借入又は証券発行	政府資金8.0%以内 公庫資金8.1%以内 その他資金と信用先で定めた利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものは、ただし、特別に定める条件による。

10,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第1款 工業用水道事業収益		
第1項 営業収益	9,716,098千円	
第2項 営業外収益	9,701,822千円	
第4項 事業外収益	14,271千円	
第5項 特別利益	2千円	
		3千円
第2款 工業用水道事業費用		
第1項 営業費用		6,921,658千円
第2項 営業外費用		5,023,982千円
第4項 事業外費用		1,267,400千円
第5項 特別損失		174千円
第6項 予備費		620,102千円
		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,630,358千円は、当年度分損益勘定留保資金2,671,343千円、当年度利益剰余金処分額2,799,587千円及び当年度資本的収支調整額159,428千円で補てんするものとする。)

	収 入	支 出
第3款 資本的収入		
第1項 企業債	5,209,568千円	
第3項 長期借入金	3,585,000千円	
第4項 資本剰余金	607,859千円	
第5項 固定資産収入	746,546千円	
第6項 雑収入	1千円	
		270,162千円
第4款 資本的支出		
第1項 建設費		10,839,926千円
第2項 改良費		411,300千円
第3項 投資資金		3,528,003千円
第4項 償還資金		1千円
第5項 補助金返還金		6,874,891千円
		15,731千円

第7項 予備費

(企業債)
第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
周南工業用水道改良資金	千円 1,281,000	証券借入又は証券発行	政府資金8.09%以内	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
富田夜布川工業用水道改良資金	169,000		政府資金8.1%以内	
佐波川工業用水道改良資金	242,000		公庫資金	
厚狭川工業用水道改良資金	710,000		その他資金	
厚狭川工業用水道改良資金	166,000		借入先と協	
木屋川工業用水道改良資金	122,000		議して定める	
工業用水道事業借換債	895,000		利率に	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び事業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 772,169千円
(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち2,799,587千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金 2,799,587千円

(たな卸資産購入限度額)
第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成19年度総合医療センター事業会計予算

(27-外 号)

(総則)
第1条 平成19年度山口県の総合医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	504床
(2) 年間患者数	171,288人
入院外来	229,075人
(3) 一日平均患者数	468人
入院外来	935人
(4) 主要な建設改良事業	100,981千円
病院施設整備事業	919,500千円
医療器械器具及び備品購入	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益	収入	10,893,484千円
第1項 医業収益		9,396,316千円
第2項 医業外収益		1,497,168千円
第1款 病院事業費用	支出	10,889,382千円
第1項 医業費用		10,478,509千円
第2項 医業外費用		409,373千円
第3項 特別損失		500千円
第4項 予備費		1,000千円

平成19年3月30日

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額600,874千円は、過年度分損益勘定留保資金599,614千円及び当年度資本的収支調整額1,260千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入	収入	1,446,928千円
第1項 企業債		1,001,000千円
第4項 負担金		402,192千円
第7項 寄付金		43,736千円

支出

第3款 資本的支出	2,047,802千円
第1項 建設改良費	1,020,481千円
第3項 企業債償還金	1,022,321千円
第6項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 病院施設整備事業

起債の目的	病院施設整備事業資金に充てるため
限度額	87,000千円
起債の方法	証券借入又は証券発行
利率	借入先と協議して定める利率
償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(2) 医療器械器具等整備

起債の目的	医療用器械等整備事業資金に充てるため
限度額	914,000千円
起債の方法	証券借入又は証券発行
利率	借入先と協議して定める利率
償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 5,884,569千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,783,731千円と定める。

平成19年度こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成19年度山口県のあるこころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	180床
(2) 年間患者数	61,722人
内 院	17,150人
外 来	169人
(3) 一日平均患者数	70人
内 院	
外 来	
(4) 主要な建設改良事業	
病院施設整備事業	402,108千円
医療器械器具及び備品購入	3,233千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中のその他特別損失の財源に充てるため、企業債115,000千円を借り入れる。

第1款 病院事業収益	収入	1,494,207千円
第1項 医療収益	収入	1,181,221千円
第2項 医療外収益	収入	312,886千円
第3項 特別利益	収入	100千円
第1款 病院事業費用	支出	1,963,039千円
第1項 医療費用	支出	1,707,079千円
第2項 医療外費用	支出	63,210千円
第3項 特別損失	支出	192,250千円

第4項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,330千円は、過年度分損益勘定留保資金3,427千円及び当年度資本的収支調整額903千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入	収入	411,482千円
第1項 企業債	収入	403,000千円
第4項 負担金	収入	8,482千円
第3款 資本的支出	支出	415,812千円
第1項 建設改良費	支出	405,341千円
第3項 企業債償還金	支出	10,471千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 病院施設整備事業	起債の目的	病院施設整備事業資金に充てるため
	限度額	516,000千円
	起債の方法	証券借入又は証券発行
	利率	借入先と協議して定める利率
	償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。
(2) 医療器械器具等整備	起債の目的	医療用器械等整備事業資金に充てるため
	限度額	2,000千円
	起債の方法	証券借入又は証券発行
	利率	借入先と協議して定める利率
	償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ

ばならない。
職員給与費 1,216,146千円
(たな卸資産購入限度額)
第8条 たな卸資産の購入限度額は、210,358千円と定める。

(140) 平成18年度山口県地方債の取組

平成17年11月30日現在残高は、平成18年度山口県地方債の取組
が、次のとおり。

平成17年11月30日

山口県民庫 11 共 監 査

平成18年度山口県一般会計補正予算(第4号)

平成18年度山口県の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,278,533千円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ736,151,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り
越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入 款	項	補 正 額	補正前の額	計
1 県 税	1 県 民 税	15,270,280	161,255,057	176,525,337
	2 事 業 税	3,148,841	34,473,296	37,622,137
	3 地方消費税	8,966,007	47,622,223	56,588,230
	4 不動産取得税	3,617,000	28,997,000	32,614,000
		387,683	3,378,341	3,766,024

2 地方消費税清算
金

5 県たばこ税	△75,000	3,023,000	2,948,000
6 ゴルフ場利用 税	△49,000	716,000	667,000
8 自動車税	△169,749	20,251,947	20,082,198
13 自動車取得税	23,000	5,137,000	5,160,000
14 軽油引取税	△552,437	17,354,000	16,801,563
16 狩 猟 税	△1,000	51,000	50,000
17 産業廃棄物税	△25,000	241,000	216,000
18 旧法による税	△65	250	185
	△2,775,000	30,050,000	27,275,000

3 地方譲与税

1 地方消費税清 算金	△2,775,000	30,050,000	27,275,000
----------------	------------	------------	------------

2 地方道路譲与 税	43,000	28,775,000	28,818,000
3 石油ガソリン 税	48,000	3,355,000	3,403,000
4 航空機燃料譲 与税	△6,000	272,000	266,000
	1,000	11,000	12,000

4 地方特例交付金

1 地方特例交付 金	△352,679	890,000	537,321
	△352,679	890,000	537,321

5 地方交付税

1 地方交付税	1,030,470	167,000,000	168,030,470
	1,030,470	167,000,000	168,030,470

7 分担金及び負担
金

1 分 担 金	61,817	337,137	398,954
2 負 担 金	△9,840	6,330,516	6,320,676
	△27,722	12,634,075	12,606,353

8 使用料及び手数
料

1 使 用 料	25,360	10,079,258	10,104,618
2 手 数 料	△53,082	2,554,817	2,501,735
	△7,238,724	99,383,353	92,144,629
	△2,337,297	32,598,555	30,261,258
	△4,741,906	65,683,399	60,941,493
	△159,521	1,101,399	941,878

9 国庫支出金

1 国庫負担金	△2,337,297	32,598,555	30,261,258
2 国庫補助金	△4,741,906	65,683,399	60,941,493
3 委託金	△159,521	1,101,399	941,878

10財 産 収 入	494,505	1,726,099	2,220,604						
1 財 産 運 用 収 入	△5,328	712,577	707,249						
2 財 産 売 払 収 入	499,833	1,013,522	1,513,355						
11 寄 付 金	△2,704	3,947,950	3,945,246						
1 寄 付 金	△2,704	3,947,950	3,945,246						
12 繰 入 金	△1,257,275	44,528,205	43,270,930						
1 特 別 会 計 繰 入 金	△208,955	9,396,889	9,187,934						
2 基 金 繰 入 金	△1,048,320	35,131,316	34,082,996						
13 繰 越 金	4,243,877	422,183	4,666,060						
1 繰 越 金	4,243,877	422,183	4,666,060						
14 諸 収 入	△6,168,772	83,390,710	77,221,938						
1 貸 付 金 元 利 収 入	△6,126,814	78,032,650	71,905,836						
2 受 託 事 業 収 入	△186,612	1,286,913	1,100,301						
3 延 滞 金、加 算 金 及 ビ 過 料 等	11,523	405,195	416,718						
4 預 金 利 子	1,994	552	2,546						
5 利 子 割 精 算 金 収 入	5,700	42,000	47,700						
6 雑 入	125,437	3,623,400	3,748,837						
15 県 債	△32,700	91,632,700	91,600,000						
1 県 債	△32,700	91,632,700	91,600,000						
合 計	3,278,533	732,872,985	736,151,518						
補 正 額	△131,568	1,582,008	1,450,440						
補 正 前 の 額	△131,568	1,582,008	1,450,440						
計	20,991,096	39,078,273	60,069,369						
1 総 務 管 理 費	24,679,383	13,845,633	38,525,016						
2 企 画 調 整 費	△1,573,798	11,314,682	9,740,884						
3 徴 税 費	△1,251,336	7,640,414	6,389,078						
4 市 町 村 振 興 費	△120,952	1,690,168	1,569,216						
5 選 挙 費	83,837	251,344	335,181						
6 防 災 費	△777,007	3,405,647	2,628,640						
7 統 計 調 査 費	△41,517	566,872	525,355						
8 人 事 委 員 会 費	△2,047	151,516	149,469						
9 監 査 委 員 会 費	△5,467	211,997	206,530						
1 社 会 福 祉 費	△1,119,076	67,056,678	65,937,602						
4 児 童 福 祉 費	△580,564	52,431,948	51,851,384						
7 生 活 保 護 費	△545,680	12,951,820	12,406,140						
8 災 害 救 助 費	8,401	1,668,046	1,676,447						
4 衛 生 費	△1,233	4,864	3,631						
1 公 衆 衛 生 費	△1,421,765	22,888,265	21,466,500						
4 環 境 衛 生 費	△307,631	6,559,285	6,251,654						
7 保 健 所 費	△813,516	4,133,676	3,320,160						
8 医 薬 費	△116,719	3,069,263	2,952,544						
10 病 院 費	△164,643	4,170,270	4,005,627						
5 勞 働 費	△19,256	4,955,771	4,936,515						
1 勞 政 費	△698,082	5,710,015	5,011,933						
2 職 業 能 力 開 発 費	△518,611	4,100,288	3,581,677						
3 失 業 対 策 費	△145,166	1,274,903	1,129,737						
4 勞 働 委 員 会 費	△20,444	181,824	161,380						
6 農 林 水 産 業 費	△13,861	153,000	139,139						
1 農 業 費	△5,219,405	60,778,773	55,559,368						
2 畜 産 業 費	△2,995,814	13,969,909	10,974,095						
3 農 地 費	△26,339	1,264,926	1,238,587						
4 林 業 費	△998,960	21,411,359	20,412,399						
5 水 産 業 費	△787,018	11,432,246	10,645,228						
7 商 工 費	△411,274	12,700,333	12,289,059						
1 商 業 費	△4,438,318	66,925,042	62,486,724						
2 工 鉱 業 費	△85,567	2,720,087	2,634,520						
3 観 光 費	△4,342,975	63,140,381	58,797,406						
4 工 業 用 水 道 費	△7,887	442,153	434,266						
8 土 木 費	△1,889	622,421	620,532						
1 管 理 費	△2,682,872	120,354,485	117,671,613						
2 道 路 橋 上 下 費	△130,663	9,518,620	9,387,957						
	647,043	46,116,598	46,763,641						

(27-外 呼)

報 帳 口	平 成 19 年 3 月 30 日 結 算 日
9 警 察 費	3 河川海岸費 △2,215,326 25,029,306 22,813,980 4 港 灣 費 △456,801 15,453,222 14,996,421 5 都市計画費 △197,288 12,082,637 11,885,349 6 住 宅 費 △329,837 12,154,102 11,824,265 1 警察管理費 △439,611 42,442,343 42,002,732 2 警察活動費 △398,702 39,640,787 39,242,085 2 警察活動費 △40,909 2,801,556 2,760,647 △1,911,544 151,369,373 149,457,829 1 教育総務費 362,828 13,544,252 13,907,080 2 小学校費 △109,563 49,150,688 49,041,125 3 中学校費 △462,001 30,208,625 29,746,624 4 高等学校費 △1,205,461 33,665,403 32,459,942 7 特殊学校費 △156,426 11,285,335 11,128,909 8 社会教育費 △63,738 2,750,695 2,686,957 9 保健体育費 △35,151 1,545,839 1,510,688 10 大学費 △66,321 1,230,550 1,164,229 11 学 事 費 △175,711 7,987,986 7,812,275 △3,635,047 7,882,053 4,247,006 1 農林水産施設 災害復旧費 △952,100 1,366,898 414,798 2 土木施設災害 復旧費 △2,549,291 6,355,155 3,805,864 4 学校施設等災 害復旧費 △133,656 160,000 26,344 △860,075 100,012,677 99,152,602 1 公 債 費 △860,075 100,012,677 99,152,602 4,844,800 46,593,000 51,437,800 1 地方消費税清 算金 5,647,000 26,151,000 31,798,000 2 利子割交付金 99,000 576,000 675,000 3 配当割交付金 309,000 358,000 667,000 4 株式等譲渡所 得割交付金 194,000 407,000 601,000 5 地方消費税交 付金 △1,372,000 15,179,000 13,807,000 6 ゴルフ場利用 税交付金 △12,000 502,000 490,000

8 自動車取得税 △20,000 3,417,000 3,397,000
 9 利子割精算金 △200 2,000 1,800
 歳 出 合 計 3,278,533 732,872,985 736,151,518
 第2表 継続費補正 (単位 千円)
 変 更

款	項	事業名	補 正 前		補 正 後	
			総 額	年度 年割額	総 額	年度 年割額
8 土 木 費	3 河川海岸 費	錦川総合開 発事業費	48,793,000	4 2,205,700	48,793,000	4 2,205,700
				5 3,587,500		5 3,587,500
				6 3,000,000		6 3,000,000
				7 3,000,000		7 3,000,000
				8 2,006,279		8 2,006,279
				9 1,230,000		9 1,230,000
				10 4,745,021		10 4,745,021
				11 3,900,000		11 3,900,000
				12 4,334,137		12 4,334,137
				13 2,900,000		13 2,900,000
				14 2,600,988		14 2,600,988
				15 1,500,000		15 1,500,000
				16 1,298,000		16 1,298,000
				17 1,992,000		17 1,992,000
				18 2,000,000		18 1,377,000

4 林 業 費	ふるさと農道緊急整備事業費	31,000	2 道 路 橋 り よ う 費	漁村づくり総合整備事業費	96,175
	県営老朽ため池整備事業費	377,908		漁港環境整備事業費	33,030
	団体営農地防災事業費	184,417		交通安全施設整備事業費	378,560
	地すべり対策事業費	125,068		単独交通安全施設整備事業費	161,553
	県営海岸保全施設整備事業費	78,850		道路特殊改良費	398,900
	林産物振興事業費	63,300		道路災害防除費	190,600
	造林事業費	433,156		道路災害関連事業費	36,000
	広域基幹林道開設事業費	253,800		緊急地方道路整備事業費	3,456,142
	普通林道開設事業費	64,007		単独道路舗装費	3,300
	ふるさと林道緊急整備事業費	146,900		単独道路災害防除費	36,700
	一般治山事業費	261,203		単独路側整備事業費	42,300
	水源地域緊急整備事業費	129,678		舗装新設費	23,800
	地すべり等防止事業費	25,542		道路改良費	2,496,700
	林地荒廃防止事業費	27,782		防衛施設周辺道路整備費	22,100
5 水 産 業 費	小規模治山事業費	6,370	単独道路改良費	2,820,911	
	地域水産物供給基盤整備事業費	79,000	道路調査費	17,007	
	広域水産物供給基盤整備事業費	5,128	橋りょう補修費	449,120	
	水産資源環境整備事業費	78,000	単独橋りょう補修費	135,357	
	漁業経営構造改善事業費	150,800	橋りょう整備費	732,500	
	地域水産物供給基盤整備事業費	304,777	単独橋りょう整備費	42,900	
	広域水産物供給基盤整備事業費	697,410	河川維持管理運営費	14,493	
	漁港漁場機能高度化事業費	90,825	河川現況調査費	6,653	
	漁港海岸保全施設整備事業費	142,286	河川基本調査費	159,673	
	漁港海岸環境整備事業費	214,185	広域河川改修費	1,037,690	

	補助港湾災害復旧事業費	81,480
合	計	35,574,976

(外一27) 報

第4表 地方債補正
1 追 加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当給付事業(総務)	1,900,000	証券借入又は証券発行	政府資金8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものであるが、特別して定める条件による。
河川総合開発直轄事業負担金	5,500		政府資金8.2%以内	
堰堤修繕事業	90,200		政府資金8.2%以内	
退職手当給付事業(警察)	1,900,000		政府資金8.0%以内	
退職手当給付事業(教育)	200,000		政府資金8.0%以内	
単独港湾災害復旧事業	12,600		政府資金8.2%以内	
県立学校施設災害復旧事業	1,000		政府資金8.0%以内	
県営漁港施設災害復旧事業	1,300		政府資金8.0%以内	
計	4,110,600			

2 変 更

起債の目的	補 正		補 正	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
庁舎等維持管理事業	721,000	証券借入又は証券発行	425,400	証券借入又は証券発行
防災体制整備拡充事業	149,000	政府資金8.0%以内	0	政府資金8.0%以内
防災行政無線整備事業	1,994,000	政府資金8.2%以内	1,502,400	政府資金8.2%以内
地域振興対策事業	200,000	その他資金と協議する	180,000	その他資金と協議する

障害者住宅整備資金貸付事業	166,000	利率による。	0	利率による。
高齢者住宅整備資金貸付事業	408,000	利率による。	36,300	利率による。
老人福祉施設整備事業	331,000	利率による。	299,200	利率による。
職業能力開発校整備事業	5,000	利率による。	3,000	利率による。
広域営農団地農道整備事業	1,896,000	利率による。	2,094,900	利率による。
農免農道整備事業	361,000	利率による。	389,600	利率による。
県営一般農道整備事業	10,000	利率による。	11,300	利率による。
経営体育成基盤整備事業	403,000	利率による。	356,000	利率による。
畑地帯総合整備事業	24,000	利率による。	9,000	利率による。
県営中山間地域総合整備事業	251,000	利率による。	333,400	利率による。
県営農村振興総合整備事業	476,000	利率による。	457,900	利率による。
ふるさと農道緊急整備事業	333,000	利率による。	370,700	利率による。
県営農村総合整備事業	289,000	利率による。	318,600	利率による。
県営老朽ため池整備事業	305,000	利率による。	317,000	利率による。
地すべり対策事業(農林)	155,000	利率による。	161,000	利率による。
県営海岸保全施設整備事業	149,000	利率による。	136,000	利率による。
県営農地再編整備事業	79,000	利率による。	76,000	利率による。
広域基幹林道開設事業	219,000	利率による。	244,000	利率による。
ふるさと林道緊急整備事業	206,000	利率による。	228,900	利率による。
一般治山事業	493,000	利率による。	483,800	利率による。
水源地域緊急整備事業	342,000	利率による。	345,700	利率による。
保安林改良事業	165,000	利率による。	166,600	利率による。
保安林整備事業	4,000	利率による。	3,500	利率による。
保安林保育事業	15,000	利率による。	15,900	利率による。

平成19年3月30日 曜日 報

(号外-27)

事業名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	103,000	0							
砂防災害関連事業	90,000	0							
単独砂防改良事業	361,000	380,500							
自然災害防止事業(砂防)	476,000	476,400							
港湾改修事業	594,000	665,800							
港湾既存施設有効活用促進事業	82,000	82,100							
港湾環境整備事業	1,807,000	2,011,800							
港湾直轄事業負担金	1,019,000	1,002,400							
海岸防災事業	1,305,000	1,372,200							
空港建設事業	456,000	612,200							
都市計画街路整備事業	397,000	573,100							
緊急地方道路整備事業(街路)	2,252,000	2,343,700							
単独都市計画街路整備事業	1,687,000	1,702,000							
都市公園整備事業	508,000	547,900							
公営住宅建設事業	2,605,000	2,343,000							
小郡警察署建設事業	50,000	45,000							
警察施設耐震化緊急整備事業	16,000	14,000							
校舎改築事業	3,010,000	2,405,400							
屋内運動場整備事業	115,000	121,000							
大規模改築事業	402,000	237,500							
施設改築事業	49,000	41,000							
盲ろう学校施設整備事業	77,000	22,000							
養護学校施設整備事業	66,000	6,000							
土木過年補助災害復旧事業	345,000	211,200							
土木過年単独災害復旧事業	109,000	109,000							
土木現年補助災害復旧事業	1,298,700	1,298,700							
土木現年単独災害復旧事業	410,000	410,000							
補助港湾災害復旧事業	207,000	207,000							
治山施設災害復旧事業	1,000	1,000							
県有施設災害復旧事業	100,000	100,000							
減税補てん償	1,740,000	1,740,000							
臨時財政対策債	20,000,000	20,000,000							
計	89,819,700	85,676,400							

平成18年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成18年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	入	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金		△19,000	59,799	40,799	
2 繰入金		△19,000	59,799	40,799	
3 諸収入		52,163	6,052	58,215	
		52,163	6,052	58,215	
		837	245,323	246,160	
		837	245,323	246,160	
		1貸付金元利収入	837	245,323	246,160

平成19年3月30日 金曜日

4 県 債	△38,000	118,000	80,000
1 県 債	△38,000	118,000	80,000
歳 入 合 計	△4,000	429,174	425,174
歳 出 合 計	△4,000	429,174	425,174
1 母子寡婦福祉資 金	△4,000	429,174	425,174
1 母子寡婦福祉 資金	△4,000	429,174	425,174
2 表 地方債補正 変 更	△4,000	429,174	425,174
		(単位 千円)	

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
母子寡婦福祉資金	118,000	政府予無利息償付方法による。	80,000	政府予無利息償付方法による。

平成18年度農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

平成18年度山口県の農業改良資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ147,352千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,578千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款				
入 金				
2 繰 入 金				
	1 他会計繰入金	△30,108	31,368	1,260
		△30,108	31,368	1,260

3 繰 越 金	△45,071	191,560	146,489
1 繰 越 金	△45,071	191,560	146,489
4 諸 収 入	△14,173	72,002	57,829
1 貸付金元利収 入	△14,201	71,998	57,797
2 雑 入	28	4	32
5 県 債	△58,000	58,000	0
1 県 債	△58,000	58,000	0
歳 入 合 計	△147,352	352,930	205,578
歳 出 合 計	△147,352	352,930	205,578
1 農業改良資金	△147,352	352,930	205,578
1 農業改良資金	△147,352	352,930	205,578
2 表 地方債補正 変 更	△147,352	352,930	205,578
		(単位 千円)	

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
農 業 改 良 資 金	13,000	政府予無利息償付方法による。	0	
就 農 支 援 資 金	45,000	国の定め	0	
計	58,000		0	

平成18年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

平成18年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ816,868千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,540,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正			
歳 入			
款			
入 金			
第1表 歳入歳出予算補正			

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
2歳入	1他会計繰入金	△13,200	54,098	40,898
3歳越	1繰越金	695,984	1,065,856	1,761,840
4歳	1貸付金元利収入	△1,499,652	4,237,059	2,737,407
	2雑収入	442	0	442
	合計	△816,868	5,357,013	4,540,145
歳入	合計	△816,868	5,357,013	4,540,145
歳出	合計	△816,868	5,357,013	4,540,145
1中小企業近代化資金	1中小企業設備近代化資金	710,301	1,562,685	2,272,986
	2中小企業高度化資金	△1,527,169	3,794,328	2,267,159
	合計	△816,868	5,357,013	4,540,145

平成18年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ154,407千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355,135千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
2歳入	2使用料及び手数料	△4,148	86,284	82,136

4財産収入	1使用料	△4,148	86,284	82,136
1財産運用収入	△161,033	194,351	33,318	
2財産売却収入	△1,687	5,211	3,524	
5歳入	△159,346	189,140	29,794	
1他会計繰入金	△7,894	158,668	150,774	
6歳越	△7,894	158,668	150,774	
1繰越金	10,393	158,668	150,774	
7歳	1繰越金	10,393	158,668	
1延滞金	2,275	158,668	150,774	
8歳	△1	158,668	150,774	
1延滞金	2,275	158,668	150,774	
3雑収入	2,276	158,668	150,774	
1県債	6,000	158,668	150,774	
合計	6,000	158,668	150,774	
1下関漁港地方卸売市場費	△154,407	509,542	355,135	
2市場管理費	4,939	509,542	355,135	
3水産加工団地整備費	△159,346	509,542	355,135	
合計	△154,407	509,542	355,135	

第2表 地方債補正 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場整備事業	6,000	証券借入又は証券発行	政府資金8.0%以内 内庫資金8.2%以内 その他資金と協定する利率による。ただし、利率見直り方式で借り	元利均等半年賦又は元金均等半年賦10年以内 ただし、特別のものには、条件による。

			政府公債の購入及び 国庫に預けられた 資金の利息を、直 ちに繰り上げ、直 ちに繰り上げた後 において、当該利 率に引き上げられ ている。	
--	--	--	---	--

平成18年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,328千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△501	2,345	1,844
3 繰越金	1 繰越金	117,753	113,000	230,753
4 諸収入	1 貸付金元利収入	14,356	7,375	21,731
	2 雑収入	14,300	7,375	21,675
	2 雑収入	56	0	56
歳入	合計	131,608	124,720	256,328
歳出	合計	131,608	124,720	256,328
歳入	合計	131,608	124,720	256,328
歳出	合計	131,608	124,720	256,328

平成18年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成18年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ949千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	1 他会計繰入金	△949	1,333	384
1 沿岸漁業改善資金	1 沿岸漁業改善資金	△949	101,333	100,384
歳入	合計	△949	101,333	100,384
歳出	合計	△949	101,333	100,384

平成18年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算（第1号）

平成18年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ377,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,92,037千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
1 事業収入	1 事業収入	235,661	4,812,693	5,048,354
歳入	合計	235,661	4,812,693	5,048,354
歳出	合計	235,661	4,812,693	5,048,354

(27-外 呼)

平成19年3月30日 日 曜 日

2 繰 入 金	△200	1,497	1,297
1 他会計繰入金	△200	1,497	1,297
3 繰 越 金	142,385	1	142,386
1 繰 越 金	142,385	1	142,386
合 計	377,846	4,814,191	5,192,037
歳 入 出 款	補 正 額	補正前の額	計
1 当せん金付証券 売上事業費	377,846	4,814,191	5,192,037
1 発 売 諸 費	△200	1,497	1,297
2 繰 出 金	378,046	4,812,694	5,190,740
合 計	377,846	4,814,191	5,192,037
歳 出 合 計			
平成18年度収入証紙特別会計補正予算 (第1号)			
平成18年度山口県の収入証紙特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ250,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,268,957千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正			
歳 入 出 款	補 正 額	補正前の額	計
1 証 紙 収 入	△539,642	9,518,991	8,979,349
1 証 紙 収 入	△539,642	9,518,991	8,979,349
2 繰 越 金	289,607	1	289,608
1 繰 越 金	289,607	1	289,608
合 計	△250,035	9,518,992	9,268,957
歳 入 出 款	補 正 額	補正前の額	計
1 繰 出 金	△250,035	9,518,992	9,268,957
1 繰 出 金	△250,035	9,518,992	9,268,957
合 計	△250,035	9,518,992	9,268,957

平成18年度土地取得事業特別会計補正予算 (第1号)			
平成18年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,631千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正			
歳 入 出 款	補 正 額	補正前の額	計
1 財 産 収 入	6,524	3,107	9,631
1 財 産 運 用 収 入	6,524	3,107	9,631
合 計	6,524	3,107	9,631
歳 入 出 款	補 正 額	補正前の額	計
1 土 地 取 得 事 業 費	6,524	3,107	9,631
1 土 地 取 得 基 金 管 理 費	6,524	3,107	9,631
合 計	6,524	3,107	9,631
平成18年度流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)			
平成18年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18,960千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,257,970千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
(繰越明許費)			
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。			
第1表 歳入歳出予算補正			
歳 入 出 款	補 正 額	補正前の額	計
1 歳 入 歳 出 予 算 補 正			

(単位 千円)

(27) 外(市)

第3款	資本的収入	△4,978千円	10,396千円	5,418千円
第3項	資本剰余金	△4,978千円	7,211千円	2,233千円
科	目	支	出	計
第4款	資本的支出	△71,468千円	499,051千円	427,583千円
第1項	建設費	△36,222千円	41,233千円	5,011千円
第2項	改良費	△35,246千円	162,151千円	126,905千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第4条 予算第8条中「職員給与費489,947千円」を「職員給与費475,879千円」に改める。

平成18年度工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)
第1条 平成18年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 平成18年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「585,014,700m³」を「581,107,250m³」に、同条第2号中「周南工業用水道改良事業費 1,060,373千円」を「周南工業用水道改良事業費 1,139,913千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
(収益的収入及び支出)

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	工業用水道事業収益	173,686千円	9,922,816千円	10,096,502千円
第1項	営業収益	△191,374千円	9,912,553千円	9,721,179千円
第2項	営業外収益	364,525千円	10,258千円	374,783千円
第5項	特別利益	535千円	3千円	538千円
科	目	支	出	計
第2款	工業用水道事業費用	補正予定額	既決予定額	
第1項	営業費用	138,338千円	6,534,986千円	6,673,324千円
第2項	営業外費用	△102,658千円	4,995,682千円	4,893,024千円
第5項	特別損失	11,124千円	1,423,936千円	1,435,060千円
		229,872千円	105,366千円	335,238千円

平成19年3月30日 市議会

(資本的収入及び支出)
第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,859,293千円は、当年度分損益勘定留保資金1,986,974千円、当年度利益剰余金処分額2,767,031千円及び当年度資本的収支調整額105,288千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,339,312千円は、当年度分損益勘定留保資金1,978,290千円、減債積立金2,277,244千円及び当年度資本的収支調整額83,778千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△957,486千円	5,038,076千円	4,080,590千円
第1項	企業借入金	△1,178,000千円	3,521,000千円	2,343,000千円
第3項	長期借入金	△1,889千円	622,421千円	620,532千円
第4項	資本剰余金	218,311千円	766,574千円	984,885千円
第5項	固定資産収入	591千円	1千円	592千円
第6項	雑収入	3,501千円	128,080千円	131,581千円
科	目	支	出	計
第4款	資本的支出	△1,477,467千円	9,897,369千円	8,419,902千円
第1項	建設費	△66,000千円	646,300千円	580,300千円
第2項	改良費	△127,096千円	2,186,279千円	2,059,183千円
第4項	償還金	△1,277,630千円	7,039,500千円	5,761,870千円
第5項	補助金返還金	△6,741千円	15,289千円	8,548千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 76,000	証券借入又は入札による	千円 76,000	証券借入又は入札による
周南工業用水道改良資金	708,000	政府資金に等しい公庫資金等又は半年以上の元金均等償還とする	648,000	政府資金に等しい公庫資金等又は半年以上の元金均等償還とする
佐波川工業用水道改良資金	139,000	その他償還とする借入先と協議する	0	その他償還とする借入先と協議する

厚東川工業用水道改良資金	499,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。	382,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。
厚狭川工業用水道改良資金	51,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。	46,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。
木屋川工業用水道改良資金	176,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。	176,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。
工業用水道事業借換債	1,872,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。	1,015,000	て定める利率による。ただし、直轄市、特別区の債権の先んじて条件を講ずるものによる。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第8条中「職員給与費785,670千円」を「職員給与費763,846千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第9条を次のとおり改める。

予算第9条 削除

平成18年度総合医療センター事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成18年度総合医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「入院168,265人」を「入院167,569人」に、「外来238,140人」を「外来229,515人」に、「同条第3号中「入院461人」を「入院459人」に、「外来972人」を「外来937人」に、「同条第4号中「病院施設整備事業177,373千円」を「病院施設整備事業178,096千円」に、「医療器械器具及び備品購入488,237千円」を「医療器械器具及び備品購入505,537千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業収益	△85,743千円	10,798,904千円	10,713,161千円

第1項	医業収益	△101,604千円	9,192,095千円	9,090,491千円
第2項	医業外収益	15,861千円	1,606,809千円	1,622,670千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業費用	△74,563千円	10,779,476千円	10,704,913千円
第1項	医業費用	△76,696千円	10,353,318千円	10,276,622千円
第2項	医業外費用	2,133千円	424,658千円	426,791千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額455,633千円は、過年度分損益勘定留保資金454,905千円及び当年度資本的収支調整額728千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額547,890千円は、過年度分損益勘定留保資金547,071千円及び当年度資本的収支調整額819千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△74,234千円	1,110,862千円	1,036,628千円
第1項	企業債	△83,000千円	655,000千円	572,000千円
第4項	負担金	8,766千円	412,126千円	420,892千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的支出	18,023千円	1,566,495千円	1,584,518千円
第1項	建設改良費	18,023千円	665,610千円	683,633千円

(企業債)

第5条 予算第5条第1号中「限度額177,000千円」を「限度額94,000千円」に改める。(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第7条中「職員給与費6,015,377千円」を「職員給与費5,692,141千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「2,654,330千円」を「2,861,858千円」に改める。

平成18年度こころの医療センター事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成18年度山口県のこころの医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、

次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 平成18年度ごころの医療センター事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「入院70,280人」を「入院63,685人」に、「外来16,905人」を「外来17,067人」に、同条第3号中「入院193人」を「入院174人」に、「外来69人」を「外来70人」に、同条第4号中「病院施設整備事業2,589,935千円」を「病院施設整備事業2,615,612千円」に、「医療器械器具及び備品購入110,150千円」を「医療器械器具及び備品購入58,436千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業収益	△63,852千円	1,437,308千円	1,373,456千円
	第1項 医業収益	△64,218千円	1,127,735千円	1,063,517千円
第2項	医業外収益	366千円	309,473千円	309,839千円
	支	出		
	補正予定額		既決予定額	計

第1款 病院事業費用 △62,424千円 1,504,285千円 1,441,861千円
 第1項 医業費用 △61,258千円 1,487,041千円 1,425,783千円
 第2項 医業外費用 △1,166千円 16,644千円 15,478千円
 (資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,135千円は、過年度分損益勘定留保資金4,594千円及び当年度資本的収支調整額5,541千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,116千円は、当年度資本的収支調整額8,116千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△24,018千円	2,699,231千円	2,675,213千円
	第1項 企業債	△22,000千円	2,686,000千円	2,664,000千円
第4項	負担金	△2,018千円	13,231千円	11,213千円
	支	出		
第3款	資本的支出	△26,037千円	2,709,366千円	2,683,329千円
	補正予定額		既決予定額	計

第1項 建設改良費 △26,037千円 2,700,085千円 2,674,048千円
(企業債)

第5条 予算第5条第1号中「限度額2,576,000千円」を「限度額2,607,000千円」に、同条第2号中「限度額110,000千円」を「限度額57,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「職員給与費1,085,816千円」を「職員給与費1,022,055千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「218,402千円」を「220,855千円」に改める。